

行政苦情救済推進会議議事概要

- 1 日 時：平成18年9月26日（火）14:00～16:00
- 2 場 所：1002会議室（中央合同庁舎第2号館10階）
- 3 出席者

（メンバー）

座 長	塩 野	宏
	大 森	政 輔
	大 森	彌
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	田 村	新 次
	堀 田	力

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	熊 谷	敏
大臣官房審議官	橋 口	典 央
行政相談課長	三 宅	俊 光
行政相談業務室長	小 川	正 博

4 会議次第

（1）新規付議事案の審議

- 建築計画概要書等の閲覧制限の見直し

（2）既付議事案の審議

- 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

（3）既付議事案のあっせん案の審議

- 労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止

5 議事

(塩野座長)

ただいまから第70回行政苦情救済推進会議を開催致します。議題は、新規付議事案1件、既付議事案2件となっております。まず、新規事案である「建築計画概要書等の閲覧制限の見直し」について、事務局から説明願います。

(1) 新規付議事案の審議

- 建築計画概要書等の閲覧制限の見直し

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 私は家を建築中であるが、市が建築確認申請の内容を公開しているため、建設関係紙にその内容が報道され、様々な勧誘が来るようになり迷惑しているので、公開をやめてほしい。

(塩野座長)

違反建築物を減らそうという課題と、個人情報保護という問題がぶつかりあっているということで、大変興味ある議題だと思います。今日は結論を出すのではなく、自由に意見交換を行っていただき、こういう情報を取ってほしいというご要望があればそれを承り次回に備えるということにしたいと思います。それでは、ご質問、ご意見を頂きたいと思います。

(田村委員)

隣にどのような家が建つかを前もって知ることは、日照権や景観の問題を解消する上で好ましいでしょう。反面、営利目的の業者等に利用されることもあり、最近では詐欺まがいの業者も出ていて、しつこい勧誘電話や広告が激しいということは聞いています。建築計画概要書の公開については、建築主の同意が得られるもののみとするといったような取扱いが必要となってくるのではないのでしょうか。

(大森彌委員)

建築が始まると、立て看板が出ますが、それにはこの建築計画概要書の内容がほぼ書かれるのでしょうか。

(室長)

建築主、施工者、工事監理者の氏名などです。建築主の住所などは入っていません。

(大森彌委員)

そうですか。近隣の方は着工前に情報を知りたいものであり、そのことまで制限できるかということですね。

行政情報の公開は、行政機関が保有する情報は広く世の人が利用することにより価値

が生まれるという考え方に基づくと思われます。その後、個人情報保護の流れから、個人情報保護法ができましたが、もともと行政機関が保有する情報は公開し、それを法律に反しない限りどのように使っても良いという考えもありますし、事業者にとってはとても有効なものです。

申出の方々は、事業者から勧誘が来ることが迷惑だと言っているようですが、毅然として勧誘を断れば済む問題ではないかと思われますが、よほど、迷惑がかかるのでしょうか。

(室長)

個人情報保護という観点と、訪問等による迷惑を防ぐという、国民の安心と平穩という観点です。

(大森彌委員)

私は、集合住宅に住んでいて、ダイレクトメールがたくさん来ますが、処分しています。勧誘が多いというのは全国的に見てそれほど大きな問題でしょうか。

(堀田委員)

私も基本的には大森（彌）委員と同じですが、昭和45年に誰にでも建築計画概要書を閲覧させるとした時の趣旨は違法建築物の排除とされていますが、その時想定されていたのは、近隣の人にしっかり見てもらい、違法建築物を通報してほしいということではないでしょうか。そこで、建築計画概要書の公開により、近隣の人達から建築主事や担当者にどれぐらい通報があり、どの程度立法目的が達成されているかという実態が知りたいと思います。

また、平成16年に、建築計画概要書の公開情報を制限するにあたり、建築主の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には閲覧できないという考えが条文に盛り込まれましたが、この「権利利益」の行政解釈はどのようなのでしょうか。「権利利益」の中に住居の平穩が含まれているのか、訪問販売、セールスの電話、ダイレクトメールのうちどこまでが「権利利益の侵害」に含まれるのでしょうか。

(室長)

建築計画概要書の公開によってどの程度違法建築物が発見されたかですが、その全体数については、特定行政庁も把握しておらず、把握は困難かと思ひます。

(堀田委員)

建築監視員や行政庁の担当者から、住民からの通報はどの程度あるのか、よくあるのかないのか、感触だけでもいいので、聞いてみてはどうでしょうか。

(室長)

聞いてみたいと思ひます。また、「権利利益」の解釈ですが、想定されるのは、国民生活の安心と平穩の確保、個人のプライバシーの保護ですが。

(課長)

権利利益の侵害は、条文としては、閲覧の目的の制限ではなく、閲覧書類を限定する意味に用いられております。この時の改正により建築主の電話番号を削除したということからしまして、類推ですが、権利利益の中には、公開により勧誘の電話はかかってこないという意味合いが含まれているのかと思います。また改めましてご報告したいと思います。

(大森政輔委員)

「損なわれる可能性のある権利利益」が何なのかが、本件のポイントだと考えます。

また、建築計画概要書の公開の趣旨・目的と個人の権利利益とのバランスをどう取るかということであり、片方を全く考慮しなくて良いということではないと思いますが、いずれにしても、概要書の公開の趣旨・目的を無にするような結論ではおかしいと思います。

ところで、特定行政庁は全国に幾つあるのでしょうか。

(室長)

418行政庁です。

(大森政輔委員)

そのうち、今回事前に調査された結果が約20ということですが、もう少し広範囲の実情を教えて欲しいと思います。

(室長)

分かりました。

(大森彌委員)

申出内容に、業界紙に建築主の情報が載せられているという話がありますが、自分の情報が出ていたら、誰しもぎょっとすると思います。業界紙の人は、建築主の了承を得ずに名前を業界紙に出すことについて、どう考えておられるのか、一度、聞いてみてください。

(加賀美委員)

建築計画概要書の公開は有益であると思いますが、人々の生活の安心平和を欠くという観点から、また、個人情報保護の観点から、対応について本当に検討が今必要な時期だと思います。

ところで、平成16年度の一部改正は、電話番号の削除だけだったのでしょうか。

(室長)

そうです。

(加藤委員)

そもそも建築確認制度は何のためのものか、ということを考えてみますと、基本的には違法建築しないように市町村が自らチェックするということだと思います。また、本制度は、役所に建築確認申請書を提出しているということによる自律を狙ったもので、それ程厳密なものではなかったのではないのでしょうか。

それでは、なぜ建築計画概要書を公開しているのかということですが、隣近所の人のうち熱心な人などが調べたりすることが、違法建築物のチェックになるのかと。これは意味があることだと思います。

そこで、建築主の個人名ですが、申請にはもちろん必要ですが、公表する必要があるのでしょうか。建物の住所は必要かもしれませんが、個人名までがいるのかと。さらには、自分の名前が自分の知らない間に業界紙に出ているというのは、当人にとっては極めて驚くことだと思います。

ただし、最終的には、建築主が誰かということが分かるとダイレクトメールなどで集中攻撃があるかもしれませんが、それは、建築主にとっても少し不愉快、というぐらいのもので、権利侵害とまでなるのかと思います。

(塩野座長)

ところで、この閲覧制度がないと仮定して、情報公開条例に基づいて請求された場合、建築確認申請の内容はどのように公開されるのでしょうか。その前提条件として、情報公開は原文書主義ですが、この閲覧制度の場合はどうですか。公開されるものは、元々ある書類ですか。

(室長)

建築計画概要書は、建築主が建築確認申請書と共に最初に提出する書類です。

(塩野座長)

それが、情報公開請求された時にどうなるかです。個人識別情報ということで、おそらく個人名は出てこないと思いますが、調べておいたほうがいいのかと思います。

国は情報公開法により個人識別情報を公開しないわけですが、建築基準法は国の基本的な原則を公の利益のために踏み込んでおり、それを後押しすべきかどうか、ということですね。その場合でも、どこまでが守られるべき利益か、個人名はどうかという議論はあります。

もう一つの疑問は、違反建築物だということを誰に物申すかということとして、建築主に直に物申すのであれば建築主の名前は必要なわけですが、役所に物を言うのであれば建築主の名前まで必要かどうか。建築確認は対物処分になりますし。そこをちょっと細かくチェックしていく必要があるかと思います。

今回、色々質問を出しましたので、この次までに整理いただければと思いますが、その時一番大切なのは、行政機関が保有する情報は国民のものだから国民に公開するのが原則であり、それを制限するのは権利利益の侵害が本当にある場合に限定すべきだと考えるかどうかです。そうは言っても、やはりそこには幅がありますし。ただ、利用目的から閲覧を制限する考えは難しいかもしれないと、個人的には思います。

(大森政輔委員)

「権利利益の侵害」についてですが、少なくとも現行法で考えると、建築基準法に基づく建築計画概要書の公開というのは個人の権利利益を侵害していない、あるいは侵害していてもその公開による利益の方を優位に考えている。そのバランスを変えるのは法改正問題であり、立法問題であるという考え方はよろしいのですよね。

したがって、もし建築基準法がなければ地方の情報公開条例上どう取り扱われるかという問題もあるのですが、現在は、建築基準法で、省令で定めるものについては閲覧を求められたら閲覧をさせなければならないと書ききっているわけですから、省令で定める事項については権利利益を侵害しないと言いますか、情報公開条例よりも優位、一般法と特別法の関係にあると言いますか、前法後法の関係にあると言いますか、いずれにしても、建築基準法の方が優先するというふうに考えるのでしょうか。

(塩野座長)

そこがもう一つの問題です。建築基準法ができた時点では情報公開法の理念も個人情報保護法の理念もありませんでしたが、今は情報公開法や個人情報保護法ができ、法制定後に色々理念も変わってきているわけですから、そこも考えなければならないのかと思います。

(大森政輔委員)

現在の立法の姿勢は、新しく制定しようとする法律が既存の法律に抵触するところがあるとするれば、後法によって前法を改正するという手法を取るわけです。それをしなかった限りは、前法は後法に抵触しないと考えます。

(塩野座長)

そうですが、前法も後法の立法によって解釈が変わることはあります。

(堀田委員)

本来閲覧させるべき趣旨を超えるものは閲覧させないということも、建築基準法第93条の2でいう「国土交通省令」で制限できると解釈できるのでしょうか。個人の建築物については記事にしないとか、閲覧等により収集した情報は目的外に利用しないとか色々決めて許可にしている市もあるようなのですが、このような措置がとれるようになっているのでしょうか。建築基準法からすると、ここまでは言えないだろうと思うのですが、条例でしているのでしょうか。

(大森政輔委員)

一点目についてですが、建築基準法第93条の2には「国土交通省令」が2カ所出てきますが、前者は委任法令であり、後者は執行法令です。だから、書類の中身をどう書かせるか、どれを公示するか、閲覧させるかというのは前者に委任されていると。もちろん限界はありますが、そういう考え方でこの条文ができていないことは間違いありません。

(課長)

二点目についてですが、特定行政庁は閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならないという規定が国土交通省令にあり、その閲覧に関する規程の中に、現状においては、制限を設けている特定行政庁がいくつかあったということでございます。

(塩野座長)

閲覧事務は自治事務であり、当会議でどの程度のことと言えるのかというのが難しいところです。

また、「権利利益」についてですが、個人情報保護の現場では、権利利益を非常に広く捉え、「不当に侵害する」の「不当に」の方に重点を置いているようです。この「不当に」というのがどの程度のことなのかということについても、少し調べておいていただきたいと思います。

(2) 既付議事案の審議

- 健康保険に係る被扶養者の認定要件の見直し

《室長から、事案の概要を説明》

(事案の概要)

- 健康保険の被保険者である弟妹が重度障害を持つ兄姉を扶養している場合、健康保険の被扶養者の認定に当たって、弟妹の収入により生計を維持していれば、同居の有無を問わないような特例措置を講じてほしい。

(前回の議論のポイント)

- 厚生労働省に対し、本旨に従った被扶養者の拡大を必要としている対象数等を見極め、①弟妹の場合とどうように兄姉の場合においても、②あるいは重度心身障害者についてはそのこと自体をもって、同居要件を不要とする方向で見直しを行うこと又は検討を行うことを求めることは可能か。
- 健康保険法における被扶養者として認められる同居要件の解釈をさらに拡大させ、扶養している弟妹が入所待ちの状態である兄姉と別居することになった場合においても、一時的な別居であるとし、同居と同様の取扱いにすることは可能か。

(塩野座長)

前回の審議では、今説明のあったポイントの二番目の方が多数だったように思いますが、二点は必ずしも二律背反するものではなく、両方求めてもおかしくはないのではないかと思います。

(大森彌委員)

世帯がだんだん離れていく、世帯分離するということが徐々に起きてきて、住民基本台帳上の「世帯」が現状と乖離はじめており、世帯とは何なのかということ、考えざるを得なくなっているのではないかと思います。

大きな方向として先程のポイントの一点目があり、その中で、具体的なこととして二点目があるということかと思えます。

(大森政輔委員)

本来は、弟妹と兄姉の区別を立法的にもなくすという解決が望ましいと思えます。それを課題とし、まずは、知的障害者更生施設への入居を一時的な別居とみなすということですね。

(室長)

知的障害者更生施設に入るのはやはり一時的で、いずれ治ったら家に帰るということです。ただ、入居している期間の長さには色々あると思いますが。

(塩野座長)

つまり、施設への入居は、いつか治ることを祈念し、将来は元の家庭に戻るということを期待したものであり、施設は終の棲家ではないので、一時的別居と同じような意味において同居と同様の取扱いを、ということですね。

それでは、あっせん案についてですが、ポイントの一点目と二点目、2本立てで行くということによろしいでしょうか。また、ポイントの二点目は、今回の議論を踏まえ、「健康保険法における被扶養者として認められる同居要件の解釈をさらに拡大させ、扶養している弟妹が入所待ちの状態である兄姉と別居することになった場合においても、将来施設を退所して元の世帯に戻ることが期待されているので、一時的な別居であるとして、同居と同様の取扱いにすること。」ということによろしいでしょうか。

(一同)

結構です。

(3) 既付議事案のあっせん案の審議

- 労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し等の添付の廃止

《室長から、事案及びあっせん案の概要を説明》

(事案の概要)

- 労災の障害補償年金は、年に1回、定期報告書に住民票の写し又は戸籍抄本を添付して提出しなければならないが、住民票の写し等の添付を不要としてほしい。

(あっせん案の概要)

- 厚生労働省は、労災障害補償年金受給者の負担軽減を図る観点から、住基ネットの利用を図ることにより、労災障害補償年金の定期報告書への住民票の写し又は戸籍抄本の添付を速やかに廃止する必要がある。

(塩野座長)

推進会議としては、本あっせん案を了承するというところでよろしいでしょうか。

(一同)

結構です。

以上